

「eスポーツ関係人口創出事業補助金」対象事業について

▶ eスポーツとは

「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称

(スポーツ庁 スポーツ審議会 (第13回) 資料「参考7 eスポーツについて」より引用)

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/001_index/shiryo/1412226.htm

▶ 対象事業について

eスポーツ関係人口創出事業補助金交付要綱 第3条

1 対象事業	県内でeスポーツイベントを実施する事業であって、次の要件すべてを満たすものとする。 (1)地域の観光資源を活用するもの (2)県外で実施されるeスポーツイベントと連携するもの (3)県外在住者に対し、デジタルを活用してターゲットに応じた情報発信を行うもの
--------	--

<eスポーツイベントの例>

- ゲームの対戦会、体験会
- eスポーツを活用した地域活性化に関する講演会、パネルディスカッション
- ゲーム開発に関するハッカソン、セミナー、講演会
- 上記のイベントのオンライン配信

<各要件の例>

(1) 地域の観光資源を活用するもの

- イベント会場として、県内の歴史・文化施設、温泉（宿泊施設など）、レジャー施設（公園・多目的施設含む）、地場産業の施設（工場・工房など）を利用
- 県内の祭り、別イベント等と共同で開催
- 賞品に県内の特産品、文化・レジャー・宿泊施設等の利用券を採用

※観光資源の例は「[とやま観光ナビ](#)」をご参照ください。

※賞金・賞品、飲食代にかかる経費は補助対象外ですのでご注意ください。

(2) 県外で実施されるeスポーツイベントと連携するもの

- 県外eスポーツイベントと共同開催（オンライン対戦、講演会を県外の会場でも配信など）
- 県外eスポーツイベント内でPR
- 県外eスポーツイベントが運営するSNSやWebサイトでの情報発信（リポスト含む）
- 県外のスタジオ等で収録・配信する企画（番組）を定例的に実施しているeスポーツ関連のYouTubeチャンネルでイベントを配信
- 県外で実施されるeスポーツやゲーム関連の展示会に出展し、イベントをPR
- ゲーム開発に関するハッカソンで制作したゲームを県外eスポーツイベントで利用

(3) 県外在住者に対し、デジタルを活用してターゲットに応じた情報発信を行うもの

- イベントPRのためのインターネット広告を県外在住のeスポーツファンをターゲットに配信
- 県外eスポーツイベントや県外のeスポーツ関係者が運営するSNSやWebサイトでの情報発信（リポスト含む）
- 全国のeスポーツファンやゲームのエンジニア等が集うオンラインコミュニティで情報発信
- イベント自体を県外在住者の登録があるYouTubeチャンネルで配信
- 自治体のWebサイトSNSでの情報発信（県外在住者の視聴が分析できるものに限る）